

氏名(本籍)	あまの 天野みどり(北海道)
学位の種類	博士(言語学)
学位記番号	博乙第1884号
学位授与年月日	平成14年12月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	文の理解に関わる意味的制約の研究
主査	筑波大学教授 博士(言語学) 坪井美樹
副査	筑波大学教授 林史典
副査	筑波大学助教授 矢澤真人
副査	筑波大学助教授 大倉浩
副査	筑波大学助教授 Ph. D. 竹沢幸一
副査	筑波大学助教授 杉本武

## 論文の内容の要旨

人間の行う情報処理には、個々の要素の総和として全体を理解するという方向と、逆におおよそその全体的な見込みの処理が先行して然る後に個々の要素の理解に進むという二つのタイプがある。本論文は、言語活動において文の意味を理解する(また、文の意味を実現する)過程にもこのボトムアップ式とトップダウン式の両方の過程が存するとし、特に従来とりあげられなかったトップダウン式の意味理解過程を、四つの文タイプ(①無生物主語の二受動文、②無生物主語の尊敬文、③多主格文、④状態変化主主体の他動詞文)についての具体的考察を通じて論証したものである。

本論文の構成は以下のとおりである。

序

第1章 総論

第2章 無生物主語の二受動文

第3章 無生物主語の尊敬文

第4章 多主格文

第5章 多主格文の密接な意味的関連性

第6章 状態変化主主体の他動詞文

第7章 構文間の意味的密接性の違い—経験的間接関与表現の比較

第8章 《基準的意味》とは何か

結 まとめと今後の課題

第1章の総論では、本論文で展開される論の全体像が提示される。著者は、構文には、その構文タイプに属する文であればどの文も必ず持ち合わせていなければならないような共通の意味があるとし、それを《基準的意味》と呼ぶ。そして、文の理解に際しては、当該の文が或る構文タイプに属するとまず認識され、その構文タイプが持つ《基準的意味》が見込まれ、さらにその《基準的意味》に対応して当該の文を構成する個々の要素に必要な意味が想定される場合があることが論じられる。

続く第2章から第6章までは上に述べたこと具体例として四つのタイプの文を順次とりあげ、詳細に解析を加えていく。

第2章では、無生物主語の二受動文を取りあげる。主語が無生物である二受動文（動作主が二格で表される受動文）はその許容度にゆれが生じるが、著者は、なぜ無生物主語の二受動文が成立するのかに考察を加え、その成立に類推の過程、すなわちベースとなる二受動文の《基準的意味》に近づけて解釈するという創造的な解釈の過程があること、そのために潜在的受影者の想定が必要であることを述べる。そして、主題の表すモノ（無生物）と潜在的受影者の意味的關係性は、構文と独立に存在するのではなく、構文の《基準的意味》に近づけて解釈するという必要に応じて創出されるものであることが論じられる。

第3章では、無生物主語の尊敬文を取りあげる。著者は、無生物主語の尊敬文の成立にも、ベースとなる人主語の尊敬文の《基準的意味》を写像する類推の過程が存在し、その過程での再解釈がうまくできるものほど許容度が高くなることを示す。さらに、構文上での二要素間の密接な意味的關係性を、現実世界上の二者間の関係と同一視する誤りを批判し、あくまで意味的關係性を構文上のものと見るべきことを指摘する。

第4章では、多主格文を取りあげる。著者は、多主格文の許容度にかかわる要因を明らかにし、主題文とではその要因のかかわり方が異なることを述べ、主題文との意味の違いを明らかにする。多主格文は、単主格の性質描写文の《基準的意味》に対応づけて、＜性質の主体「X」が性質「YがZ」を所有する＞という意味に再解釈される文であることを述べる。

第5章では、二つの名詞句間に密接な意味的關係性の見いだせるタイプの多主格文をb類多主格文と呼び、これについて考察を加える。著者は、多主格文においてどのような名詞と名詞の組み合わせであっても意味的密接性は認められ得るということを示す。そして、素材的な意味として意味的關係性が想定されなくても、b類多主格文の二つの名詞句間に意味的關係性を想定することが可能なのは、b類多主格文を、ベースとする構文の《基準的意味》に対応づけて再解釈するという意味理解の過程が存在するためであることを述べる。

第6章では、状態変化主主体の他動詞文を取りあげる。他動詞文の形式を備えていながら主体から客体への働きかけの意味を表さず、自動詞文と同じような意味を表す、状態変化主主体の他動詞文についてその成立の条件を検討し、その文としての実現のためには、ガ格名詞句とヲ格名詞句が密接な意味的關係を持つと解釈されなければならない、という制約があることを述べる。そうして、こうした条件・制約の存在は、状態変化主主体の他動詞文も、一般の他動詞文と同じ《基準的意味》を持ったものであることを示していると解されることを論ずる。

第7章では、種々の文タイプを取りあげて比較し、その間に見られる異なりが、《基準的意味》という概念を設定することによって説明できることを示す。具体的には、受動文・受益文・多主格文・使役文・他動詞文といった、＜経験的間接関与＞を表す構文間で、そこに認められる意味的密接性の内容が異なることを示し、その異なりが、それぞれの構文タイプの《基準的意味》の異なりに起因することを述べる。

第8章では、本論文での主張が他の文法理論における説明とどのように関連し、どのように異なるかを見る。著者の言う構文タイプの持つ《基準的意味》とはどのようなことかを、認知言語学・認知統語論・構文文法論の「プロトタイプの意味」や「カテゴリー化」などの概念と比べ、その異同を明らかにする。最後に《基準的意味》は文法規則の一部であること、《基準的意味》に対応づけるとは、当該の文を、その類型に属するものとして適合化されることであることを述べ、本論文の主張の正当性を再度確認する。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、人が或る日本語の文表現を目にした時に、それが文法的であるか非文法的であるか、或いは、それが自然な日本語の表現か不自然な表現かを判断する、その判断が行われる根拠は何か、を問うたものである。これまでの文法研究において、本論文で扱ったような問題は正面から取り上げられることの極めて少なかったテ

マである。むしろ、これまでの文法研究、特に現代日本語文法の研究においては、当該文表現が非文か否かの判定を前提として議論を進める方式をとってきた。そして、その判定自体は研究者の内省か、インフォーマントの判定によるかを問わず、根本的になぜ判定可能なかを問わないままに結果のみが利用されてきたのである。本論文は、かかる現代日本語文法研究の方法に根源的な反省を迫る有意義な研究と言えるのである。

本論文の著者の問題意識はこのように明確であり、分析の方法も現在までの文法研究の成果を着実に踏まえた明晰なものである。具体的な用例の処理においても、著者の言語感覚が正確で鋭いものであることを示している。

本論文の成果の第一は、上述のごとく、人が或る文表現に接した時に、どのような意味理解過程が実行され、どのような場合に当該文が自然な文として了解され、どのような場合に不自然な文として排除されるかということ、①無生物主語の二受動文、②無生物主語の尊敬文、③多主格文、④状態変化主主体の他動詞文、の四種の構文について具体的に検討し、文の意味理解過程の解明に関する重要な提案を学界に提供したことである。この点は、本論文とは異なる理論・方法に立つ研究、例えば認知言語学などにも良い意味の刺激を与え、当該領域の研究の活性化をも促すものとなるであろう。

本論文の成果の第二は、上の四種の構文の具体的検討を通じて、それぞれの構文構造のより詳細かつ正確な記述を提示し得たことである。それぞれの構文について、著者が言うところの「基準的意味」が明確化されたので、それぞれの構文の持つ具体的な構造の違いが明らかにされた。そして、その一方で、著者の知見は「経験的間接関与」の意味を持つ構文一般にも適用可能であることが示され、受動文や他動詞文の基本構造が明確に提示された。これは、当該のそれぞれの構文についての文法研究を前進させる成果である。

本論文は上述のごとく有益なものであるが、なお追及すべき点があることも審査の過程で指摘された。本論文の研究は視野の広い根本的な問題提起を含む研究であるが、その分やや細部の詰めに問題を残す面も見られる。例えば、文の意味理解過程に関する著者による議論は、文の表出過程（生成過程）にも等しく適応可能なかどうか、本論文の範囲では結論に不透明な点が残る。また、著者の言う「基準的意味」が当該の文表現に当てはめられて意味理解が行われる時、著者は「類推」という過程を経てトップダウン式に意味が理解されると主張するのであるが、「類推」という説明がやや曖昧であり、緻密さを欠く概念であるために、著者の主張の説得力が減じているところがある。この点は今後、より精緻な議論の構築が著者に望まれるところである。しかし、以上の課題が残るとしても、本論文で著者が示した力量は今後の更なる発展を充分期待されるものであり、本論文がこの分野の研究に貢献するものであることは揺るがないものと思われる。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。